

松木インターネットボランティアの会 会則

2002年12月23日

(名称)

第1条 本会は「松木インターネットボランティアの会」通称「松木 V-Net」と称する。

(目的)

第2条 本会は、インターネットを活用して、地域の子どもから大人まで楽しめる交流の機会を地域住民の手で自主的に創造することを目的とする。学校を活動の拠点として、地域のパソコン、ネットワーク普及に関する啓発・相談・支援事業を通じて豊かなコミュニティ・ネットワーク形成を目指す。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、学校及び地域と協力し以下の事業を行う。

- (1) 地域の小・中学校のネットワーク整備
- (2) 情報学習ボランティア(学校のパソコン授業及び学習、クラブ活動等の支援)
- (3) 地域の子どもをはじめ地域の方々を対象としたパソコン、インターネット普及・啓発のための講習会等
- (4) 地域のパソコン、ネットワーク普及に関する啓発・相談・支援
- (5) その他、会の目的にかなう事業及び運営に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する個人および団体である会員をもって組織する。

- 2 本会の活動および運営に定例的に参加する意思のある会員を運営会員とする。
- 3 運営会員は総会で承認を受けて、本会の運営を行う。
- 4 運営会員は補足に定める年会費を納付する。

(入退会)

第5条 前記の諸活動への参加ないし会員の紹介でもって本会への入会と認める。

- 2 退会の意思表示をもって本会からの退会と認める。

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。また必要に応じて適宜役職を設置する。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 広報 | 若干名 |
| (5) 総務 | 若干名 |

(6) 監査 若干名

- 2 代表は本会を代表し、会を総括する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、必要に応じて代表職を代行する。
- 4 会計は運営費を管理し、必要に応じて収支状況を報告する。
- 5 広報は「いきいき通信」の編集・発行を行う。
- 6 総務は本会の庶務事項全般を管理・遂行する。
- 7 監査は本会の会計および活動内容を監査する。
- 8 役員は、運営会議において運営会員の中から選任する。
- 9 役員の任期は選任された運営会議から1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第7条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会を年一回開催するほか、代表が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は代表が主宰し議長を務める。
- 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。ただし、賛否同数のときは議長が決する。
- 5 総会は次の各事項を議決する。
 - (1) 定例的に活動する運営会員の承認
 - (2) 年間予算および決算の報告
 - (3) その他本会の活動方針に関して重要な事項の審議と決定

(運営会議)

第8条 運営会議は、会員および運営会員をもって構成する。

- 2 運営会議は、代表が必要と認めたときに開催する。
- 3 運営会議は、代表が主宰し議長を務める。
- 4 運営会議の議事は、出席した会員および運営会員の過半数をもって決する。ただし、賛否同数のときは議長が決する。
- 5 運営会議は、本会の設立および解散を議決するほか、次の事項を議決する。
 - (1) 年度計画の審議と決定
 - (2) 年間予算および決算の審議
 - (3) 本会則の改訂
 - (4) 運営方針の審議と決定
 - (5) 本会の運営上必要な運営会員の増員
 - (6) その他本会の運営に関する事項の審議と決定

(ネット会議)

第9条 運営会議は、必要に応じて書面または電子メールなど電子的手段を用いて行うことができる(ネット会議)。

- 2 ネット会議は運営会員で行う。
- 3 ネット会議の議事は、ネット上で表明された意見を勘案して、議案毎の進行係が作

成した決定案に対し、明確な反対がなかったことをもって決する。なお、意見の表明がなかった場合、進行係の提案に賛成したものとみなす。

- 4 進行係は、ネット会議での議決が困難と判断した場合、当該議案を運営会議の議題にすることができる。
- 5 進行係は、発議者が行う。発議者が明確でない場合は代表が指名する。

(部 会)

第10条 本会の活動上必要あるときは、運営会議の議決により部会を置くことができる。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか本会の運営上必要な事項は、代表が別途定めるものとする。

- 2 前項は、運営会議あるいはネット会議で速やかに報告しなければならない。

(附 則)

- 1 この会則は、2003年の総会日から適用する。
- 2 本会則発効までの間は暫定的に、メーリングリスト「vnet」に登録されている会員を運営会員とする。

(補 足)

- 1 運営会員の会費は年五百円とする。
- 2 次の部会を設ける。
 - a.ネットワーク部会
 - b.講習会企画部会

以上